

令和4年度職員団体との交渉結果（第2回確定交渉（部長1回目））

1. 交渉団体

滋賀県職員組合、全教滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

2. 当局側出席者

総務部長、総務部次長、人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和4年11月9日（水）13:15～15:00 大津合同庁舎7D会議室

4. 内 容

人事委員会勧告の実施、諸手当の改善、会計年度任用職員、働き方改革、ハラスメントの防止など

5. 交渉状況

職員団体	県
人事委員会勧告の実施について早期の回答を求める。また、4月以降物価が大幅に上昇しており、これらの上昇を給与改定に織り込むべきだ。	人事委員会勧告を踏まえた対応が基本であるが、その将来にわたる財政的な影響についても十分に検討を行う必要があると考えており、実施についてはもう少し検討の時間をいただきたい。勧告にない内容について、独自に拡大することは困難と考える。
子に係る扶養手当については、国や県内市町と同様に1万円とし、制度完成を求める。 特殊勤務手当について、豚熱殺処分対応等、手当額に見合わない業務が発生している。職務や実態を踏まえ手当の増額を求める。	今年度の人事委員会勧告は、子に係る扶養手当を9,700円から9,900円に引き上げる内容であり、これを基本に検討するが、実施については少し検討の時間をいただきたい。 特殊勤務手当全般について、平成29年度の見直しから5年が経過しようとしているため、業務を取り巻く技術の変化等を踏まえて、各部局からの意見も聞きながら検討を行っている。
会計年度任用職員の一時金について、期末手当の支給月数を引き上げてほしい。また、報酬改定については4月に遡及して行うことを確認したい。 会計年度任用職員の私傷病特別休暇について、有給としてほしい。	会計年度任用職員の期末手当の支給月数の引上げについては、今回の人事委員会勧告の中では具体的に触れられていないため、今後任命権者として検討していく。 会計年度任用職員の給与制度は、従来から常勤の職員の制度の例によることとしており、増額・減額のいずれの給与改定についても常勤職員の改定と連動するとしてきたところ。ただし、現時点では人事委員会勧告全体として、実施の判断については時間をいただきたい。

	私傷病特別休暇については、国の非常勤職員においても無給とされており、その権衡の観点から有給化することは困難である。
長時間労働の是正のため職員定数を増やし、適切な人員配置をしてほしい。	新たな行政需要への対応等のため、平成 29 年度以降の 6 年間で知事部局の定数を増員しているところ。今後も業務の効率化等の徹底を図りつつ、必要な人員体制を整えていく。
未然にハラスメントを防止するとともに、メンタル不調やその予兆を発見し、重篤化する前に対応するため、カウンセリング能力を持った職員の配置を求める。	各種のハラスメントについては、それぞれ相談窓口を設置しており、全職員向けに周知を図っているところ。今後も、ハラスメント等の防止に努めていく。
早期退職制度の休止について、今年度からの制度休止はあまりにも唐突である。見直しを求める。	年齢構成上の問題や人材確保の観点からも、積極的に退職を促す必要性が薄くなっていると認識しており、労使で協議し合意を得た上で、当面の休止を行いたい。